

大阪経済法科大学図書館
図書資料情報

レファランス・レビュー

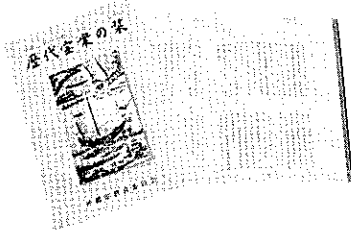
第18号 2004年3月25日

発行：大阪経済法科大学図書館

目 次

沖縄県教育委員会編『歴代宝案』	1
松尾高志編 『平和資料 日米ガイドラインと戦前「有事法制」』 全5巻(1998年)	5
福澤諭吉と西洋文明 序論	8
『アメリカ史女性百科事典』全3巻	12
『業種別貸出審査事典』について	15
ロベール・フランク著 広田 功訳 『欧州統合史のダイナミズム—フランスとパートナー国—』 日本経済評論社 2003年	18

沖縄県教育委員会編 『歴代宝案』



2002年秋、校務で久しぶりに那覇市を訪れた。業務を終え、那覇市立図書館に赴いたが、休館中だったので、隣接する沖縄県立図書館に入った。そこで、前回には刊行中であった機関誌『宝案研究』が第十冊で終刊していたこと、作業中であった『歴代宝案』の校訂本とともに訳注本の刊行もすすんでいること、新設の沖縄県立公文書館に『歴代宝案』編集・刊行業務が移管されていることを初めて知った。本来なら刊行事務局である沖縄県立公文書館を訪問すべきであったが、帰

途の航空便の出発時間との関係で断念し、次の機会を期することにした。とりあえず、県立図書館から公文書館に電話を入れ、一連の資料一切の入手について照会すると、所属機関長名で申し込めば、寄贈して預ける由であった。帰校後、さっそく図書館長から寄贈方をお願いした結果、おりかえし沖縄文化振興会から下記の図書資料一式をお送り頂いた。記して謝意を表したい。

1 『歴代宝案』校訂本（赤表紙本）全15冊のうち既刊の10冊

校訂本第1冊	第1集巻1～巻22	766 p.	1992年1月
校訂本第2冊	第1集巻23～巻43	713 p.	1992年3月
校訂本第3冊	第1集目録・巻1～巻14	585 p.	1993年1月
校訂本第4冊	第2集巻15～巻30	599 p.	1993年3月
校訂本第5冊	第2集巻31～巻49	615 p.	1996年3月
(校訂本第6冊)	第2集巻50～巻74	未刊	
校訂本第7冊	第2集巻75～巻89	561 p.	1994年2月
校訂本第8冊	第2集巻90～巻104	664 p.	1999年3月
(校訂本第9冊)	第2集巻105～巻?	未刊	
(校訂本第10冊)	第2集巻?～巻145	未刊	
校訂本第11冊	第2集巻146～巻160	604 p.	1995年3月
校訂本第12冊	第2集巻161～巻173	606 p.	2000年7月
校訂本第13冊	第2集巻174～巻189	555 p.	1996年3月
(校訂本第14冊)	第2集巻190～巻200カ	未刊	
(校訂本第15冊)	第3・別集カ	未刊	

2 『歴代宝案』訳注本（緑表紙本）全15冊のうち既刊の4冊、

訳注本第1冊	第1集巻1～巻22	691 p.	1994年3月
--------	-----------	--------	---------

- | | | |
|---|---------------------------------------|----------------|
| | 訳注本第2冊 第1集巻23～巻43 | 592 p. 1997年3月 |
| | 訳注本第3冊 第2集目録・巻1～14 | 495 p. 1998年3月 |
| | 訳注本第13冊 第2集巻174～巻189 | 484 p. 2002年3月 |
| 3 | 『歴代宝案編集参考資料3 『明清檔案』(第1冊～第290冊)琉球関係史料』 | 275 p. 1999年 |
| | 『歴代宝案編集参考資料4 『歴代宝案』訳注本第3冊 語注一覧表』 | 132 p. 2000年 |
| | 『歴代宝案編集参考資料6 『歴代宝案』訳注本第13冊 語注一覧表』 | 200 p. 2002年 |
| 4 | 『歴代宝案の栞』 | |

沖縄本島は、周知の通り、第二次大戦の末期に日本列島内で唯一の本格的な地上戦闘が行われ、軍隊はもとより民間人も多くの犠牲者を出し、さらに地上の構築物の多くも失われた。歴史的記念物や史料のほとんどが、首里城をはじめとして消失し、戦後比較的早く編纂が開始された『那覇市史』や『沖縄県史』も、戦前の公文書をふくめてほとんどの歴史的記録が失われている中で、作成されていた。他府県の同種編纂物とは、くらべものにならない努力が払われてきた。それだけユニークな資料が採録されており、中でも米軍の記録が重要な構成要素となっていることは、いうまでもない。したがって中世から近世にかけての史料である本書は、かけがえのないものである。

ところで『歴代宝案』とは、琉球国第2尚氏王統時代の、中国文による外交文書集である。その概要は6『歴代宝案の栞』に記されているので、簡単に紹介する。

本書は、日本の室町時代中頃にあたる明の永楽22(1424)年・尚巴志王3年から、江戸幕府崩壊時にあたる清の同治6(1867)年・尚泰王20年まで、444年間の記録である。構成は、第1集・第2集・第3集の合計262巻と別集4巻からなった。現在はうち20巻が失われている。ただし、原本2部のうち、首里王府にあった原本1部は、琉球処分にして、明治政府により他の公文書とともに、東京の内務省に移管され、その後大正12(1923)年の関東大震災で焼失した。もう1部の原本は、久米島にあり、琉球国外交文書の作成者たちの住んだ久米村の天妃宮(媽祖廟)に保存されていたが、廃藩置県(琉球国が沖縄県とされた)後、地元で秘匿されていた。昭和8(1933)年に再発見され、学界に紹介された。同年、厳重な保管を前提に県立図書館に収められた。しかし沖縄戦のさなかに、この原本は疎開先で焼失した。したがって、2部の原本はいずれも現存しない。

現在は、久米村本の写しで研究が進められ、今回の翻刻も行われている。

琉球王府本にもとづく写本は、現在のところ知られていない。

久米村本すなわち沖縄県立図書館本は、多くの研究者により、写真あるいは筆写が進められた。

①県立第一高等女学校の鎌倉芳太郎が撮影した青焼き写真版。東京大学史料編纂所がマイクロフィルム化。現在は沖縄県立芸術大学附属図書館・芸術資料館が所蔵。②東恩納寛惇の作成した青焼き写真版。③東恩納寛惇の作成した筆写本。④横山重が作成した筆写本。現在は法政大学沖縄文化研究所が所蔵。⑤県立図書館の委託で、桑江克英らが筆写した副本。この本は米軍が疎開先から回収し、現在は那覇市立図書館所蔵。⑥昭和10年代に台北帝国大学の小葉田淳らの委託で、久場政盛らが作成した筆写本。現在は台湾大学図書館が所蔵。マイクロフィルム化し、影印本も刊行。⑦東京大学史料編纂所が県立図書館に委託して、副本から作成した再筆写本。現在は東京大学史料編纂所が所蔵。⑧19世

紀に久米村の鄭良弼が第1集・第2集から模範としての文書を抜き出した筆写本。

原本の作成された経緯は、久米村に永年保管されていた外交文書の控・記録の散逸を恐れ、18世紀に王府が整理・編集させたものである。

本来の構成は、第1集は全49巻（現存42巻）、1424年から1697年までの諸国との往復文書を形式と国別で分類・収録している。ちょうど明王朝から清王朝への移行期も含まれる。中国の皇帝、中央官庁の礼部、地方官庁の福建布政使との往復文書、使者にあたえた通行・乗船証明書、南明の弘光・隆武政権との往復文書、朝鮮・東南アジア諸国との往復文書・乗船証明書、琉球の山南王・琉球国王相懐機的外交文書などに整理されている。校訂本第1冊（巻1～22）・第2冊（巻23～43）に、写真撮影による影印本をそのまま掲載して校訂が加えられている。第2冊の末尾に、和田久徳「第一集年時順文書目録」と同「第一集解説」がある。

第2集は、全200巻（現存187巻）、1697年から1858年までの中国清朝との往復文書を年代順に収めており、上記分類に相当する（皇帝）詔・勅、礼部咨、福建布政使司咨・表・奏、（琉球）国王咨、符文、執照などがある。第3集は、全13巻（現存）で、前集に続く1857年から1867年までの文書を年代順に収めている。別集は4巻から成り、うちわけは「咨集 文組方」「呬 啖 唾 三 国 情 状」「冠 船 之 時 唐 人 持 品 貨 物 録」「呬 啖 情 状」である。呬はフランス、啖はイギリス、唾はアメリカである。

第2集を収める校訂本第3冊以下は、本文も活字本として印刷されている。底本を①鎌倉芳太郎影印本、②旧沖縄県立図書館写本、③台湾大学蔵写本、の順で前者に欠ける本を次順の本で補う形を選び、さらに④台湾大学蔵目録乾坤、⑤鄭良弼写本、などの異本で校正し、さらに中国側史料、例えば明清史料・明清檔案館蔵軍機処檔案・歴代表文集などとの校合を行い、校異を頭注で示している。各冊の末尾に解説・付録として、校訂本第4冊に神田信夫「校訂本第3冊・第4冊解説」、同第5冊に生田滋「校訂本第5冊解説」、同第8冊に「校訂本第7冊・第8冊解説」、「第7冊・第8冊参照資料一覧」、同第12冊に小島晋治「校訂本第11・第12冊解説」があり、訳注本第2冊に「校訂本第1冊・第2冊、訳注本第1冊正誤表」「用語解説」「語注索引」、同第3冊に「語注索引」、訳注本第13冊に「校訂本第13冊正誤・補訂一覧」「訳注本第13冊語注索引」がある。

『歴代宝案編集参考資料3』は（台湾）中央研究院歴史語言研究所の現存清代内閣大庫原蔵『明清檔案』290冊〔順治元（1644）年1月～嘉慶4（1799）年6月〕に収められた文書から琉球関係を抄出し、写真版復刻したものである。

『歴代宝案編集参考資料4』、『歴代宝案編集参考資料6』は、いずれも『歴代宝案』訳注本の当該巻に、丁寧につされた語注を1語句、2人名・地名に分け、総画順と五十音順に配列したものである。簡便な歴史辞典としても有用である。

沖縄県教育委員会は平成元（1989）年に歴代宝案編集委員会を設置し、太田知事の1992年1月に校訂本第1冊を刊行開始し、予定では、平成10（2008）年度までかけて50冊の刊行を期している。当初の編集委員長は、台北帝大時代以来、本書にかかわられた小葉田淳・京都大学名誉教授だったが、没後は神田信夫・明治大学名誉教授が就任しておられる。偶然ながら筆者は両先生ともに面識を得ている。小葉田先生は学生時代に、神田先生には本学アジア研究所で最初にお目にかかった。

はじめて沖縄を訪れたのは、復帰直前であった。文部省科学研究費補助金による史料調査の機会で

あった。まだ右側通行で、タクシーに乗るたび、落ちつかなかった。しかし、長距離の移動は、自動車しかないので仕方ない。そのうちに右側走行にも慣れてしまった。いうまでもなく、米軍の都合に合わせたルールであった。本土も米軍の占領下にあったときは右側走行だった。沖縄県民に、日本復帰を最初に実感させたのは、自動車左側走行への切り替えだった。

首里城は、まだ「守禮之門」を残すのみであり、あとは廃墟のみであった。復帰後に計画され、竣工した復元首里城主殿は、はじめて見たときには、他の附属建物が無いだけに、やや物足りなさを覚えた。(かつての何もなかった廃墟におぼえた、そこはかかない空漠とした広がり比べて、小ぢんまりとした感を覚えた)。周辺の旧跡の復元が進めば、また印象が変わるだろう。

初訪問の際に、独りで、本島内の主要なグスク(城)を順次訪ねた。今でも一つ一つを思い出せる。今帰仁グスク、勝連グスク、中グスクなどなど。丘陵を利用した独特の石垣積みの上に立つと、いずれも見晴らしが良かった(その後、文化庁はそれぞれを国の史跡に指定し、整備工事を行い、当時とは全く見違えるように変わった)。さらに足を伸ばして、石垣島にわたり、海岸を一周し、翌日は小雨の降る石垣市内を歩き回った。屋根の赤瓦と白い漆喰、家々を囲む石垣、緑濃い木立が、戦後の混乱した復興をまざまざと窺わせる那覇市街の喧騒とは異なった、落ち着きと安らぎを与えてくれた。往路は夕刻の那覇港から船中泊で、帰路はYS11(40人乗り)で那覇に戻った。

石垣市立八重山博物館、那覇の沖縄県立中央博物館などに赴き、琉球王国と沖縄県の自然・歴史・民俗を常設展から学んだ。それぞれの博物館で売られていた展示目録、研究紀要、地方史などを片端から買った覚えがある。

『沖縄県史』『那覇市史』も逐次刊行中だったが、史料の決定的な欠如を踏まえて、他府県と異なる状況にあった戦前と、厳しい戦後復興を記録するのに、様々な新機軸が凝らされているのを見た。とりわけアメリカを初めとする海外史料の積極的利用と、県民自身の記録を積極的に活用していたような印象がある。

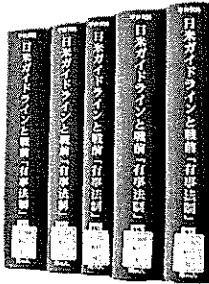
失われた歴史の復元は、その後も堂々と続けられているが、そのもっとも大きな仕事の一つが、本書の刊行であろう。本書の予定通りの完成と、沖縄県立公文書館が大いに活用されていくことを期待したい。次の訪沖の機会には、公文書館をぜひ訪れてみたい。これまでの沖縄県立図書館、那覇市立図書館に加えて、市民の利用しやすい施設ができていて、とりわけ貴重な行政資料を保存できる施設の完成を、大いに喜ぶたい。

[請求記号：219.9/Oki,Wad]

(法学部 橋本久)



松尾高志編
『平和資料 日米ガイドラインと戦前「有事法制」』
全5巻（1998年）



松尾高志編『平和資料 日米ガイドラインと戦前「有事法制」』全5巻（発行所・港の人）が、1998年3月に出版されている。編者は、第一巻のはじめに、本資料を出版した動機として、「新ガイドライン」が策定され、「戦後史的な転換」の時期にたちいたった、との思いからであると述べている。このような編者の意図から膨大な関連資料が編集されているが、第一巻と第二巻には、戦後の有事法制に関する資料、第三巻～第五巻には、戦前の有事法制に関する資料が収録されている。

2003年6月に有事法制（有事3法）が成立し（7月にはイラク派兵法も成立）、同法のさらなる法整備が行われようとしている現在、本資料は、有事法制の内容と本質を検討し、分析する歴史的・基礎的資料として大変貴重と思われる。しかし、新ガイドラインや有事法制などの分析については、編者が読者にゆだねるとして割愛しているので、この点について、資料紹介に先立って、筆者の方で簡単に言及しておくことにしたい。

冷戦後、日米安保条約を地球規模の安全保障にまで拡大し、実践的に運用できるようにする日米新ガイドライン（防衛協力の指針）が1997年に策定された当時、日本有事（有事法制）と日本周辺有事（周辺事態法）を一括して処理できる包括的な「危機管理法」を制定すべきだとの主張も散見されたが、1999年に周辺事態法を先に成立させ、有事法制の方は後回しになっていた。同法制の制定のきっかけが成熟していなかったのである。しかし、ブッシュ政権になって以降、アメリカが2000年10月に発表した「アーミテージ報告」に基づき、日本政府に対して、集団的自衛権行使の禁止方針を取り払うこと、有事法制を成立させること、海外の平和維持や人道救援活動に完全参加することなどを求めてきたことのほか、2001年後半に起きたアメリカの同時多発テロ事件、あるいは日本近海で発生した不審船事件に関連して大きく取り上げられるようになった北朝鮮脅威論などを背景に、2002年4月には有事法制案が国会に提出され、2003年6月に成立した。

今回成立した有事法制は、武力攻撃事態法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法（有事3法）からなるが、その要点は、日本に対する「武力攻撃事態等」にさいし、政府・首相の強力な権限のもとで、自衛隊と米軍の軍事行動を可能にし、指定公共機関・自治体・国民に軍事（戦争）協力させることにある。物資保管命令等による軍事協力をしない国民に対する処罰規定も導入されている。今後のさらなる法整備としては、米軍支援法制、国民保護法制、国際人道法制などの検討が行われている。これらの有事法制のほとんどは、非戦・非武装平和主義の憲法9条を前提にする限り、同条と相いれず、地方自治尊重の原則や国民の平和的生存権も侵害するのではないと思われる。

それはともかく、1963年6月、防衛庁は第二次朝鮮戦争の勃発を想定し、日本が米国の軍事行動に協力するとともに、2週間で87件の戦時立法を成立させて戦時体制を樹立するという図上演習を秘密で実施した（1965年国会で「三矢研究」として暴露）。それ以来、有事立法研究が進められ、1978年には旧ガイドラインの策定を背景に、福田首相が防衛庁に有事立法研究を公然と指示した。1980年代以降、有事立法は公式に研究され、部分的に公表もされてきた。これらの有事立法研究のもとになっているのが、戦前の有事立法であることに留意しておく必要がある。

なお、本資料を活用するさいの基本知識や今日的意義を知るための最近の参考文献を若干あげておこう。

<参考文献>

山内敏弘編『日米新ガイドラインと周辺事態法』（法律文化社、1999年）

全国憲法研究会編『憲法と有事法制』〔法律時報増刊〕（日本評論社、2002年）

額瀬厚『有事法制とは何か』（インパクト出版会、2002年）

「特集・『有事』法制と憲法体系」〔法律時報〕935号（2003年）

澤野義一「有事法制と憲法」〔部落問題研究〕164輯（2003年）

澤野義一「有事法制・国民保護法制とイラク支援特別措置法の検討」大阪経済法科大学〔法学研究所紀要〕37号（2004年）

【資料の概要】

第一巻 「ガイドライン」関係文書

構成について（松尾高志）

第Ⅰ部 「日米ガイドライン」関係文書

- 1 新ガイドライン—1997年の指針（英文を含む）関係文書
- 2 旧から新ガイドラインへの経過—1978年の指針、1996年の日米安全保障共同宣言等
- 3 ガイドラインに関する国会議事録—第140国会外務委員会等（1997年6～7月）

第Ⅱ部 「有事法制」関係文書

- 1 「有事法制」の動向—1978年の防衛庁における有事法制の研究等
- 2 「有事法制」に関する国会議事録—第84国会～第136国会（1978～1996年）等

第二巻 「三矢研究」関係文書

第Ⅰ部 三矢研究に関する国会議事録—第48国会（1965年2～5月）

第Ⅱ部 三矢研究に関する恵庭事件公判記録—自衛隊法違反・公判記録（その6・7）

第三巻 戦前有事法制法令集〔1〕

解説（小林繁夫）

第Ⅰ部 統治の機構

- 1 内閣一軍需局官制、企画院官制、総力戦研究所官制等
- 2 各省一厚生省官制、大東亜省官制等
- 3 地方行政機関一部落会町内会等整備に関する訓令、帝都防空本部官制等
- 4 戦時議会・行政特例一衆議院議員の任期延長に関する法律、戦時行政特例法等
- 5 官職一戦時勤勉手当給与令、戦時官吏服務令等
- 6 総動員体制一国家総動員法、国民徴用令、国民勤労働員令等

第Ⅱ部 財政・金融・租税

- 1 財政一臨時軍事費特別会計法、臨時軍事費支弁のための公債発行に関する改正法
- 2 金融一臨時資金調整法、貿易統制令、金融事業整備令等
- 3 租税一臨時租税増徴法、支那事变特別税法等

第Ⅲ部 経済産業

- 1 企業一軍需工業動員法、兵器等製造事業特別助成法、統制会社令等
- 2 労働一国民職業能力申告令、賃金統制令、従業者移動防止令等
- 3 物資・価格統制一電力管理法、価格等統制令、物資統制令等
- 4 農林・水産業一米穀統制法、輸出水産物取締法、食糧管理法等
- 5 運輸・通信・建設一土地収用法、船舶保護法、戦時海運管理令等

「有事法令」改廃一覧

第四卷 戦前有事法制法令集 [2]

第Ⅳ部 国民生活

- 1 民衆動員組織一選挙肅正委員会令、帝国在郷軍人令、警防団令等
- 2 生活統制一地代家賃統制令、国民服令、砂糖配給統制規則、金属類回収令等
- 3 教育一国民学校令、大学学部等の在学年限又は修行年限臨時短縮に関する勅令等
- 4 医療一国民体力法、国民優生法、国民医療法
- 5 防空・罹災一防空法、灯火管制規則、戦時罹災土地物件令等

第Ⅴ部 治安・機密保護

- 1 集会・結社・治安一般一治安維持法、宗教団体会法、戦時刑事特別法等
- 2 言論・出版・映像一新聞紙法、不穩文書臨時取締法、映画法等
- 3 機密保護一軍機保護法、要塞地帯法、軍用電気通信法、国防保安法等

「有事法令」改廃一覧

第五卷 戦前有事法制法令集 [3]

第Ⅵ部 軍事

- 1 官制一海軍省官制、軍令部令、大本営令、陸地測量部令等
- 2 軍隊組織一要塞司令部条例、軍司令部令、師団司令部令、防衛総司令部令等
- 3 兵役・徴発一徴兵令、兵役法、海軍志願兵令、海軍招集規則、徴兵適齡臨時特例等

- 4 援護・顕彰一金鶏勲章叙賜条例、恩給法、傷痕軍人特別扶助令等
- 5 軍法・軍紀一憲兵条例、陸軍刑法、陸軍軍法会議法等
- 6 戒厳一戒厳令
- 7 俘虜・敵産管理一海戦法規、俘虜収容所令、敵産管理法等

第Ⅶ部 有事法制関係要綱類

戦時海運管理要綱、都市疎開実施要綱、総動員警備要綱等

「有事法令」改廃一覧

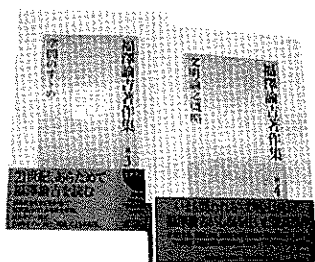
三矢研究有事法令索引

[請求記号：319.1053/Mat]

(法学部 澤野 義一)

福澤諭吉と西洋文明

序論



今回本学の図書館は、幕末と明治期において新日本に西洋文明を導入するにあたってすぐれた指導の先覚者であり、また日本の産んだ「最高の思想家」(家永三郎)とはいえなくとも、サムライ・スピリットをもった偉大な洋学者の一人である福澤諭吉の著作集十二巻を購入した。すでに世界的である、明治時代の大思想家内村鑑三全集と新渡戸稲造全集を書架に並べて本学の図書館は、明治期の西洋文明の心酔者福澤諭吉の著作集十二巻を迎えてそのアカデミック風土

(Academic climate) に更に文明研究の色彩を加えた。各巻のタイトルは次のようである。

第一巻西洋事情 第二巻世界国尽 窮理図解 第三巻学問のすすめ 第四巻文明論之概略 第五巻学問独立 慶応義塾之記 第六巻民間経済録 実業論 第七巻通俗民権論 通俗国権論 第八巻時事小言 通俗外交論 第九巻丁丑公論 瘠我慢の説 第十巻日本婦人論 日本男子論 第十一巻福翁百話 第十二巻福翁自伝

以上十二巻は福澤諭吉の設立した慶応義塾大学が現代の学生が読むとき難解な漢字に困ることのないように平仮名を打ち、注にはその意味をつけてくれているので、明治時代の文語体も読めるようにしてある。好学の士は勇気をふるって福澤に挑戦することを希望する。

ここで各巻の解説をつけ加えるより、私の拙論に目を通して下されば、主要な著作である【学問の

すすめ』や『文明論之概略』がどんな内容であるかが自然と分かるように解説を試みたい。一言で言えば、『学問のすすめ』は「勉強せよ」、「暗記せよ」とか「いかにすれば英語や物理、化学、生物をマスターできるか」という類のものではなく、幕府や新政府（明治政府）の専制的圧迫政治の暴に対してそれまで力によって恐怖を与えられて奴隷同然になっていた国民が「政府と相対し、同位同等の地位に登らざるべからず」となるには「速に学問に志し、自から才徳を高くして」『学問のすすめ』ゆかねばならないということを「すすめ」た著述である。福澤は西洋の高い文化と学問を世に紹介し、西洋諸国と対等の立場に立つには、まず国内において国民は徳川政権の苛酷な桎梏（厳しく束縛して自由を得させないこと）のもとで、かつての臣民は恐怖によって盲目的に服従したような悲惨の繰り返しのないよう、第一に智を高く磨いて個人の権力を得るように暴政と同位同等の地位に登って、独立の力を示すべきであると説いている。国民の一人一人が意を決して学ぶ心をもってもらうために、徳川幕府の残酷さと暴虐を見事な筆致で描き、また期待した新政府が徳川幕府を憎んでそれを倒しておりながら、受け継いだものは幕府と同じ暴政であったことを鋭く指摘した。それらは『文明論之概略』に強調されて述べられている。その上彼個人が下級武士の子として生まれ、父がすぐれた漢学者でありながら、死ぬまで侮辱的な仕事を与えられて屈辱の生涯をおえたように、彼もまた知力において常人を越えていたにもかかわらず「蛆虫同様」の扱いを葵の紋の侍のみならず上級武士たちから受けている。これは、『福翁自伝』にくわしい。又「西力東侵」、西洋の諸外国が東洋で彼らの貪欲を満たすために故意に口実を作って、軍艦を乗り入れて相手の砲台を破壊して降伏に追い込み、彼らの勝手な欲得ずくの要求をつきつけて、相手から暴利を奪った。印度の植民地化、清朝の阿片戦争による敗北と香港をイギリスに割譲させられたことなど、また日本も生麦事件と下関の変で夫々イギリスから又イギリス、アメリカ、フランス、ドイツの四カ国から莫大な賠償を要求されて、幕府はそれに応じたことなどは『通俗民権論』に詳しい。事の始まりは幕末の日本に福澤十九歳のときに、ペリーが浦賀に軍艦を乗り込ませて、丁重な開港の要求とともに武力の威嚇をしてきたことを契機として次から次へと西洋の禍が起って、福澤の心を苦しめ、激しく憤慨させている。

しかし福澤は西洋文明とは何かという問に対して間違った解し方をしたことが、彼の結論である思考、即ち国民の智を高めることが「文明の精神」即ち「人民の独立」であるという判断につながってゆく。人間の「不羈独立の気象」（小泉信三）は、学問や知識からは生じないことを福澤も小泉も知らなかったように思える。しかも当時流行していたヘンリー・T・バックルの「英国の文明史」（Henry Thomas Buckle, *History of Civilization in England*）はその第四章において「文明」の進歩は知的進歩からなっていない、道徳的進歩からではないことを述べている。明治期の開化先生（洋学者）たちはバックルの智に偏りすぎた文明論の影響を受けている。「歴史における偉大な原動力は自然科学（物理学）に現れている知性である」（The great motive force is intellect manifested in physical science.）と言っている。福澤の語学力は余り信頼できるものではないので、バックルをどれだけ読んで理解したか分からないが、バックルのように神と対抗した人間の知性に文明の進歩を帰する場合は、人の知性は単独では自身の力を発揮できないという事実を知ることが必要である。知性だけに頼るとき、人は墮落するという普遍的真理を知る必要がある。なぜなら西洋文明は近代科学の異常な発達から一面では恐るべき破壊文明でもあるが、同時に少なくとも十六世紀、十七世紀においてはジョ

ン・R・グリーンの名著『英国民の歴史』で述べられているように「英国の進歩の全歴史は王政復古（チャールズ二世の在位期間（1660-1685））以来その道徳的、靈的（精神的）側面において、清教（徒）主義の歴史であった。歴史的に見て国民の道徳を養い、鼓舞（ふるいたたせること、はげますこと）する力として偉大な宗教をもつことなくして大なる国家の道徳性はあり得なかつた」。偉大な文明の無形の精神として偉大な精神の原動力がその底辺に流れていることを看過（見すごすこと）することもできない。ヘーゲルは歴史観を次のように簡潔に表現している。「歴史は精神（靈）の発展である—その本質は自由である」（History is the development of spirit, —the essence of which is freedom）。またブンゼンの「歴史は主に人類の宗教的良心の成長である」（History is the growth of the religious conscience of mankind.）。シェリングの「歴史は絶対者の発展（進化）であり、神の徐々に生じる自己顕現である」（History is the evolution of the absolute, a gradual self-manifestation of God.）は文明の有形の科学文明とは別の面、無形の靈がその底深くに流れていることを示している。

しかしバックルの責というより、福澤自身の本質が自然科学（とくに物理）がすべてであるという思考に現われているように、智徳が彼の人格であったことを考えると、すべては彼の責でもある。これ以上は彼とは正反対の内村鑑三や新渡戸稲造は同時代に生きた武士の子であるが、彼らの思想と行動と福澤の行動とを比較すれば、答えは明白に出てくると思う。にもかかわらず福澤にひかれるのは、漱石と同じく自分の人間的力の限界ぎりぎりまでその知性と努力によって自己の生涯を完成しようとしたことである。あとは福澤の主な著述に親しんでもらう外はない。

福澤による洋書の浅薄な理解はバックルにおいてのみならず、F・ウェイランドの『倫理科学の原理』（Francis Wayland, *The Elements of Moral Science*）の理解においても示されている。ウェイランドについては『学問のすすめ』の二編と八編に言及と焼き直しの引用がなされている。第十九巻にはウェイランドの「一身の自由」（personal liberty「個人の自由」と訳す方がわかり易い）の一部の翻訳が収録されている。しかしウェイランドは神学者であるからこの書は倫理といっても、倫理それ自身ではなく、神と倫理の関係を論じた書である。神の聖なる超自然的力を抜きにしては、道徳は存在しないからである。「自から自信を信じること固きが故に」（『福翁百話』15）彼は自己に都合のよい倫理道徳のみに関心を示している。サムライズムとは所詮スパルタニズムにすぎないことの一例である。

日本人は人の良心とは道徳の根源と確信しても、西洋では生まれながらの良心は自然と消えるが、その弱い良心を強くして人を正しく導く良心にするには聖書の神の支えを要するという思想は人々の実験くり返して西洋の知識人では常識となっている。何世紀にもわたって時の試練に堪えてきたヨーロッパの知的、精神的真理の基本である。内村の著述には繰り返し述べられている。

『学問のすすめ』八編でウェイランドの「人の身心の自由」の大意を福澤が述べている一節に人の行動（働き）は「情欲の催促を受けて起るものなり。この情欲あらざれば働あるべからず、この働あらざれば安楽の幸福あるべからず。禅坊主などは働もなく幸福もなきものと云うべし」につづく一節が問題の「良心」（conscience、福澤は「至誠の本心」とか「誠の心」とか言っている）の所である。「人には各至誠の本心あり。誠の心は以て情欲を制し、その方向を正しくして止まる所を定むべし」

原文は次のようである。

Passions and desires, by which he is excited to action, and in the gratification of which his happiness consists; and conscience, to point out limit within which these desires may be rightfully gratified. (Francis Wayland, *The Elements of Moral Science* P.189)

福澤の訳において問題が一つ。「誠の心は以て情欲を制し」となっているが、人の良心が情欲を制するのではなく、原文は良心はどの程度で情欲の満足を果たせば正しい満足になるかを教えるのが良心であると言っている。私の訳なら「どの限度で情欲が正しい満足を満たすかを良心はおしえる」。情欲の動きは無制限に満足を求めるが良心はある限度を越えた情欲の満满是、隣人の権利の侵害になるといっている。しかし問題は訳の問題ではなく、ウェイランドはこの「良心」(福澤の「誠の心」)は「神の啓示によって助けられていない人の心」(ウェイランド119頁) the human mind, when unassisted by revelation)とか「神の啓示の光で啓蒙されていない人々」(“every people, not enlightened by revelation”) (同書117頁) とウェイランドがくり返しているように、他人の権利の蹂躪のないように、自分の欲情の正しい満足の度合、程度を指摘するのは、上の本能的良心ではなく「神の啓示によって啓蒙の光を浴びた良心」のことを指している。福澤先生のように、文明の精神は無形では「独立」とか「人心の風俗」とかではなく、西洋文明の本質は人間智と人間徳を越えた聖なる力の啓蒙の光なのである。これを忘れた西洋文明はもはや文明ではなく、全世界を破壊してやまない毒薬の文明に変身する。福澤は生まれながらの本能的知を良心と解してウェイランドから神の啓示を抜き取っている。「キリスト教神学は福澤に無視され」(小泉仰) たという批評は正しい。

ウェイランドの「倫理科学」には「良心の不完全性」についての論述が97頁—104頁までの九頁にわたって述べられている。その中で「神に助けられていない良心」(“unassisted conscience”) についての説明があり、人が「善をよしと認めていても、悪をなす」というラテン語を引用してパウロのロマ書七章を想起させる。それによって生得の良心(生まれながらの良心)は不完全であること、それを救うものは神の啓示の光であることを述べている。「神の啓示によって啓蒙された良心」は肉体の良心とは異質の良心である。

かりに福澤が彼自身が述べるようにキリスト教に好意を示すことができないとしても、人間は「良心の警告を無視して、神の命令に従わない」ことが現実であるなら、中世以来の伝統的神学、遠くにはローマ時代のアウグスチヌス、中世のトーマス・アナキス、宗教改革におけるマルティン・ルターやカルヴィンはどう解決したかについて一考する要はあったと思う。同時代に生きた内村は少なくともその解答を発見している。

この問題はしかし福澤は無視したか又はそのような問題のあることも知らず(原作を十分に読まなかったことから) 終ったか一彼は漱石とひとしく自己の力に頼ることで人生を押し通して、西洋文明の技術と個人の富の増加、軍事力の強化というその後の日本が歩みつづけた道を遮二無二と進んだ。

鎖国の状態が二百七十年つづいたのは、狭い日本人の心を更に目の前の感覚的世界にのみ限定してしまい、目に見えぬ精神世界の無限と自由の扉をも閉ざしてしまった。しかし科学者の観察力をもつ福澤が、幕府や新政府の実状を正しく把握していること、新政府のもとでおべっかを使い、権力にこびる洋学者たちを「世の学者は大概みな腰ぬけにて」(『学問のすすめ、』四篇) と評したが、その実

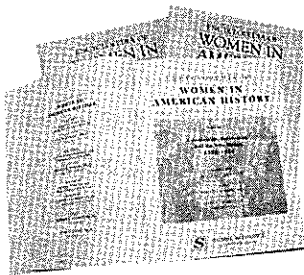
態を描いた五編（「学者の職分」）を読むとき、「官（権力）あるを知り手、私あるを知らず」の現代人の卑屈さを知る。我輩の拙論によりて福澤の観察と分析の偉大さがお分かり下さることを望む次第である。しかし、「則天去私」（天にのっとり一従って一小我を去る）を唱えた漱石の現実が「則私去天」であったように、「天は人の上に人を作らず」と喝破した諭吉もその「天」は人の小賢しい知と我にすぎなかったことも看過してはならない。

〔請求記号：081.6/Huk〕

（教養部 前田 利雄）

『アメリカ史女性百科事典』 全3巻

- ・ *Encyclopedia of Women in American History Volume I ; Colonization, Revolution, and the New Nation 1585—1820*, ed. by Joyce Appleby.
- ・ *Encyclopedia of Women in American History Volume II ; Civil War, Western Expansion, and Industrialization I 1820—1900*, ed. by Eileen Cheng.
- ・ *Encyclopedia of Women in American History Volume III ; Suffrage, World War, and Modern Times 1990—Present*, ed. by Joanne Goodwin (General Editor).



本書を紹介するに先だって断っておかねばならない事がある。それは、まず、筆者はアメリカ合衆国の女性史の専門家ではないし、アメリカ合衆国の歴史像を長いスパンで捉えるような研究活動をしてきた者でもないということである。

にもかかわらず、筆者に本書紹介の役が回ってきたのは、このレファランスレビュー誌に“あの”人名事典の金字塔『アメリカ伝記事典』（通称D. A. B.）とその続編とも後継とも見なされる『アメリカ人名辞典』（A. N. B.）の紹介記事（7号と14号）を掲載したからであると思われる。従って、筆者の本書の紹介は、女性史研究の専門家の視点からではなく、歴史的な研究の上で女性史に多少の関わりと関心を持つ者の視点からのものになるし、筆者が過去にD. A. B. やA. N. B. といった事典を利用した経験を踏まえつつ行うことになる。

二番目に断っておきたいことは、本書のタイトルの日本語訳として『アメリカ史女性百科事典』としたことである。洋書取扱店の新刊ニュースなどでは『アメリカ女性史百科事典』と訳されていたと記憶している。「女性史百科事典」と称するほうが書名としてこなれていて座りがよいし、通りがよい（一見してどのようなジャンルのものか理解されやすい）と思う。しかし、これは後述する本書の構成と見出し語の選定とも関連しているのであるが、<ああ、「女性史百科事典」なのだ>と合点してしまうとアルファベット順に女性の名前がズラリと並べられ、解説が付いている形のもののように早合点されかねない。それでは、本書の構成と見出し語選定の特徴が目につかないかもしれないと思

ったからである。

さて、断り書きとは言いながら、すでに本稿で触れておかねばならないことが出てきた。それはまず、本書の構成である。本書は、植民地時代から現代までを全3巻（1585—1820、1820—1900、1900—現在）に分けられており、各巻はPart 1（Essays）、Part 2（Articles）、Part 3（Documents）の3部から構成されている。パート1には、各巻とも該当時期のアメリカ史における女性、家族、宗教、ジェンダー、モダニティといった論題についての概説的な評論が収録されている。

たとえば、第1巻パート1では、「女性と植民地時代および革命期アメリカの法律」、「植民地時代の女性の家庭生活と宗教」、「革命期のジェンダー・イデオロギー」、「初期共和国における女性のシテイズンシップ」などである。第2巻パート1には「女性と19世紀アメリカ」、「家庭性と[男女の]領域分割イデオロギー」、「家族と結婚とセクシャリティ」、「女性と[社会]改革」、「女性と労働と産業化」などが入っている（[]は著者）。第3巻パート1では、「産業と近代性と多様性：20世紀の歴史的概観」、「女性と消費社会」、「変貌するアメリカの家族」などである。

これらの評論はもちろん、パート2所収の人物記述とともに、ここ「40年間の学問研究の成果」（本書前書き）によるものである。とはいえ、これらの成果は、いわゆる“新しい”歴史学によるそれを中心とするとしても、視点においても研究の範囲においても単なる「女性の歴史」といったものにとどまるものではないし、また純然たる歴史研究の視点や成果のみで進展してきたというわけでもないだろう。子ども史、産育の歴史などの歴史研究や社会学、ジェンダー研究、現代思想などとの交流から生まれたと言えるだろう。ゆえに、本書は、建国以前も含めたくアメリカ合衆国の歴史における女性>に関する百科事典の名を与えられたのではないかと思うし、筆者が「女性史人名事典」としなかったのである。

また、歴史において女性は、社会や国家から影響を与えられるだけの存在ではなく、社会や国家に大きな影響や貢献をもたらす存在でもあったわけである。社会や国家に対する影響や貢献といっても、いわゆる政治の表舞台での活動に限ったものではなく、夫婦関係や家庭のあり方、親子関係や子育てや教育のあり方、さらに地域社会に関する事柄への関与など様々な領域についての関わりも重要である。このことが認識されるようになったのも過去の学問研究の成果であるのだが、アメリカ合衆国の<歴史における女性>という存在の積極性、能動性もパート1の評論から見て取れるのである。特に19世紀以降の女性の社会運動に関する記述などはそれを表している。

ここまで述べたことは、本編となる各巻パート2の見出し語にも反映されている。著名な女性の名前だけでなく、重要な事件、社会運動、法律関係、キリスト教や諸宗派に関係した事柄から教育や結婚、育児さらに家庭生活に関するもの（召使いや家事の技術など）まで様々な見出し語が選ばれており、筆者にとっては興味深いものも少なくない。これらの見出し語は各巻の目次によって概観することができる。

ただし、本書を利用するについては、二巻ないし三巻に同じ項目が見出し語として選ばれていることがあるので、一つの巻を見るだけで事足りるとせず他巻にもあたってみる方がよい場合があるのではないかと思う。たとえば、子ども期（childhood）や教育、結婚（marriage）などは3つの巻で見出し語になっている。カルヴィニズムやバプティストなどは第1巻と第2巻に見出し語として収

録されている。それぞれの時期の記述を読み比べてみるのも面白いかもしれないし、時代を通した概観ができるのではないだろうか。

そのようなときに役に立つのが、第3巻の末尾にある総索引 (general index) である。各巻にはそれぞれ、人名索引 (biographical index) がついているが、それはその巻に収められた人物にのみ限定されており、人物以外の項目について調べたい場合や他の巻にもそれ (あるいはその人物) が登場するのか知りたい場合にはあまり有効ではない。本書を使う場合、まず第3巻の総索引を利用するのが便利であると思うし、またそうすることが必要だろう。この総索引に目を通してみると、南北戦争の項目のなかに女性スパイに関する記述があることがわかったりして面白い。

さらに、一般の見出し語による記事の他に、特集された記事がある。それは “Women's First” と “Trail Blazers” と題して各巻パート2のページをめくっていると時おり出くわす囲み記事である。これらの記事は、何らかの分野での女性の先駆者的存在やその後が続いていく流れを作った業績について特集したものである。良い意味で、今はやりの “トリビア” 的な知識を簡便に得ることもできるだろう。これらの特集記事に含まれる人物は各巻巻末の人名索引においては (WF)、(TB) で表示されている。ただし、総索引には (WF)、(TB) の表示はない。

なお、各巻パート3はドキュメントの部で一時資料やオリジナル文書が収録されている。収録されている文書については資料収集の労なく、簡便に目を通すことができるだろう。

ここまで、本書の構成に沿って紹介しつつ、筆者の所感を述べてきたが、冒頭で触れたように D. A. B. や A. N. B. を利用してきた経験からの所感を一言述べておく。全22巻補遺10巻の D. A. B. や全24巻の A. N. B. は、その所収の人物数からして本書より遙かに多い。しかし、そのことは本書の価値を全く低めるものではない。収録人物は人名事典として多にこしたことはないが、それだけが価値ではない。その性格において全二者と本書は異なる。全二者 (とくに D. A. B.) は悉皆的、網羅的な人物収録を目的としている。本書は、同種の人名事典を目指したものではないし、その必要もない。むしろ、<歴史における女性> という観点からの人名事典であることに意義があるのだから。そして、人物の記述も、そのような観点からなされているように感じる。

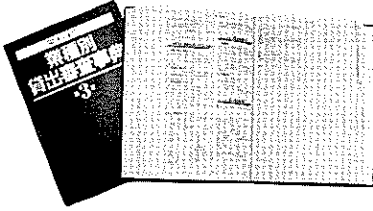
いずれにしても、“新しい歴史” の成果と、歴史における社会や国家と女性の <あり方> に関心を抱く者にとって、肖像が多く掲載されていることなどと相まって、調べものをするにあたって、まずはひもといてみるのに便利な事典といえるだろう。

[請求記号：D/367.253/Wom]

(教養部 鈴木 清稔)



『業種別貸出審査事典』について



本学図書館に『業種別貸出審査事典（第9次改訂版）全8巻』（社団法人金融財政事情研究会編纂）の購入をお願いしたところ、早々と配架していただきありがたく思っている。本事典は、その名のとおり金融機関における貸出業務の営業第一線で活動する人が、企業の良し悪しを判断し、融資をする際の適否を審査するための資料として編纂された事典である。本事典は全8巻より構成される大作で、収録業種は全産業1005業種を網羅している。執筆陣は、全国の金融機関の調査・融資・審査担当者をはじめ、政府系金融機関、研究諸団体など計170機関、延べ510名の審査実務に精通したベテランによって構成されている。最新時点における資料と実地検査を駆使して編纂したものであり、少なくとも現時点におけるこの種の事典としては、比類のない業種別の産業調査・商品事典であろう。大学の図書館がそのような実務面での専門性の高い資料を所蔵する必要性を理解しにくい、という人もおられるかもしれないが、本事典は、経済学部の教員、学生の研究用の資料としても、一般教職員の就職指導、学生の就職活動のための資料としても非常に利用価値の高い蔵書であると思われるので紹介したい。

経済学では、経済主体である家計、企業、政府のそれぞれの行動や相互の関係を分析することは重要なテーマである。これらのうちの「企業」は、一般的には、資本、労働、土地などの生産要素を投入して、財・サービスの生産活動を営み、利潤を追求する経済主体であるとされている。しかし、企業の属する業種や業態などによって業務内容や経営状況は千差万別であるから、個々の産業について丁寧にみることも経済学の重要なテーマ。むしろ個別に業界を分析していかなければ、経済動向を正しく認識できないであろうし実用面で役立つ産業政策も得られないのかもしれない。

特定の産業や企業を解説した書籍は全業種を網羅するほどではないにしても多数出版されていて、詳細な調査に基づき業界全体の構造をかなり詳しく解説しているものも少なくない。しかし、大多数のものは経済調査の視点から執筆されていて、業界の市場シェアの上位を占める数社の大手企業にスポットライトが当てられている。とくに著名な大手企業に関してはもはや余すところなく調査されていて、よほどの専門分野の研究者でない限りそれ以上に付け加えるべき情報も得られないように思えるものさえもある。このような書籍は読み物としても面白く、旅に例えるならば、ガイドさんに案内されながら観光バスで名所を見てまわるようなものである。

これらの書籍に対して、本事典は貸出審査の実務の角度から業界を分析したものであり、自らの足で散策するための地図のようなものである。金融機関は融資を行って利ざやを稼ぐことを業とするが、融資先の判断を誤れば不良債権を抱えることにもなりかねない。したがって、金融界にとって、貸出

審査（企業に対する融資の適否を判断する調査）は非常に重要であると同時に責任の重い業務でもある。とくに最近の金融業界では、規制緩和により市場・競争原理が導入されたり新検査基準下で業務の見直しが進む中、優良な中小企業等の顧客のニーズに適切に対応した融資・取引に活路開拓が期待されている。

本事典は、このような厳しい実務の現場の第一線で活動する銀行員の要請に応え①第一線の担当者が信用調査、貸出審査を行なうに際しての指針となる参考資料を提供すること、②持込案件についての審査資料を提供するだけでなく、新規開拓対象の企業に対する着眼点等も明らかにすること、③中小企業および零細企業を中心に言及すること、の3点を念頭において編纂されている。そのため、業界分析等に用いた資料やデータについては既存統計の利用開発のほか、執筆者が所属する金融機関の組織をあげて当事典のための特別調査を実施したり、担当業種の企業実査を行なわれているなど、実際の具体的な事例や調査結果に基づいて執筆されているのである。

また、それぞれの業種については以下のような構成で10ページ程度にまとめられており、最新の統計・指標に基づいて徹底的に検証し、業界の特色・動向、審査のポイント等が克明に記されている。さらに、環境問題への対応、粉飾決算の見分け方についての内容記述や「経営改善・収益向上策へのアドバイス」についての解説も付け加えられている。これによって、熟読すれば、①今後の日本経済の構造変革の中で当該企業の属する業界はどうか、②そのような業界の状況のもとで、当該企業はどのような位置におかれているか、現在のシェアと将来性はどうか、③そのような環境下で企業の経営方針は妥当なものか、これら各点が逐次明らかになり、④そのうえで業界独自の実務上の問題にも精通することができるように工夫されている。

(各業種についての構成)

「チェックポイント」：

業種の特徴と与信判断時の検討項目を列挙。

I. 業界の特色：

沿革・変遷、市場の特性・特徴

II. 業界動向：

概況（業況）、主要企業、需要動向、課題と展望

III. 業務知識：

「製造業」では、製品の種類・グレード・特性・用途、製造工程、主要生産加工設備、流通機構などを記載。

「卸・小売業・サービス業」では、商品（サービス業務）の種類・特性、流通経路、販売（営業）形態等を記載。

IV. 審査のポイント：

取引形態と条件、資金需要、経営の見方

V. 経営改善・収益向上策へのアドバイス：

経営改善・収益向上策、取引推進上のポイント

VI. 関連法規等：

当該業種の関連法規制、利用しうる金融助成措置（融資制度）、税務上の優遇措置

VII. 業界団体

金融界の融資実務の担当者ばかりでなく学生にとっても、長きに渡り身を投じ禄を食むことになるであろう就職先企業や業界の将来性を見きわめることは、人生設計上の重大な問題である。ところが、21世紀を迎えたわが国経済は、大きな変革期にあり見通しがつきにくい状況にある。戦後の経済システムを支えてきた金融機関の破綻や新たな統合、世界をリードする技術力を誇ってきたメーカー間の合併・統合、また、新時代を見すえた商業界における新たな経営形態の模索、さらには完全なる自由競争時代に向けての新法の制定並びに各種法律の大幅な改正等々の変革要因が複雑に錯綜しているからである。また、世界経済においても99年1月のユーロ誕生、アジア経済の危機と回復、さらには米国経済の繁栄等、グローバル化へ向けて全ての事象が集束しつつある。

この間、産業界では、産業空洞化への懸念や国内既存産業の円熟化等の問題を抱える一方、パソコン・携帯電話という情報機器の個人普及率の向上、これらの情報機器やインターネット等に対応した情報提供サービスというソフト面の発達など、電子化・ネットワーク化に伴うサービス業の急増・定着という産業構造の変化には目まぐるしいものが見られる。さらに、高齢化社会を迎え、医療福祉産業への関心も高まりつつある。このような時代において、業界を机上の一般知識として傍観するのではなく、生涯をかけて勤め上げるに値するだけの価値があるか、自分の可能性を就職先企業に貸出すことに対する審査のための資料として活用してこそ、本事典の利用価値があるといえよう。

本事典の8巻の収録業種は以下のとおりで、農林水産業からサービス業に及ぶ全産業について、とくに中堅・中小企業（地場・産地を含む）業種を中心に1005業種が収録されている。なお、業種の分類は総務庁「日本標準産業分類」（平成5年改定）に倣っているが、「日本標準産業分類」では別業種に分類される製造業→卸売業→小売業がまとめて配列されており、業種の特性を総合的にとらえやすいように工夫されている。

(収録業種)

第1巻

農業・畜産・水産・養殖・食料品・園芸・ガーデニング、およびこれら関連業種

第2巻

飲料、紡績・衣服・繊維製身の回り品、靴、木材、雑貨、文具、およびこれら関連業種

第3巻

紙パルプ、出版・印刷、化学、プラスチック製品、窯業、貴金属、玩具、およびこれら関連業種

第4巻

鉄鋼・金属、機械、電気・電子・コンピュータ機器、およびこれら関連業種

第5巻

自動車、精密、工事業、不動産、住宅、インテリア、生活用品、家具、およびこれら関連業種

第6巻

運輸・通信・情報・ネットワーク・専門サービス・レンタル・廃棄物処理、およびこれら関連業種

第7巻

医療・福祉・美容・ペット・金融・飲食店、およびこれら関連業種

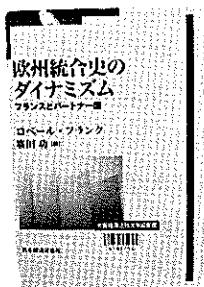
第8巻

スーパー・旅行・レジャー・スポーツ・娯楽・教育・冠婚葬祭、およびこれら関連業種

[請求記号：338.55/Kin]

(経済学部 深瀬 澄)

ロベール・フランク著 広田 功訳
『欧州統合史のダイナミズム—フランスとパートナー国—』
日本経済評論社 2003年



世界経済の動態に景気回復過程が不透明な長期停滞局面に広がるグローバリゼーションの諸相が、国際関係に投影して深刻な激変状況のなかで、ヨーロッパ共同体が統合してきた歴史過程を研究する動向が欧米諸国の歴史学界で1980年代から急速に進められてきている。その国際的な共同研究の動向を「ヨーロッパ共同体歴史家連絡協議会」を代表して指導されて、国際関係史の研究者が各国から加入している「国際関係史学会」の事務局長を2001年から務められているフランス

の現代史家ロベール・フランク Robert Frank教授が、ヨーロッパ統合史の研究動向の現状を、昨年(2003年)4月に日本の研究者にむけて各地で講演された全容の訳書が、本学の図書館にも収書されている。それが、ここで紹介する同著、広田功訳『欧州統合史のダイナミズム—フランスとパートナー国—』日本経済評論社、2003年である。

著者フランク教授は、両大戦間期以後のフランスの通貨・金融史と経済政策と対外政策の歴史研究にも造詣が深く、パリ第1大学(パンテオン、ソルボンヌ)の国際関係史講座の教授であり、フランスの国際関係史学を代表されていて、ヨーロッパ統合史の国際的に著名な碩学である。国際研究会議で過去に3度来日されたこともあり、今回の訪日は、かねてから親交の厚い東京大学大学院経済学研究科の広田功教授が企画されて招聘され、1ヵ月間近く滞在されて、東京日仏会館と東京、大阪、名古屋、横浜にある各大学で講演された。その各会場で教授が配付された講演内容の克明なレジメに参加者からの質問に応じて加筆されて、新たに書き下ろされた「結論」と、詳細な「文献案内」を付け

加えて集成された内容を、広田教授が入念な「訳者あとがき」を書き添えて全訳された成果が、最近刊行されたばかりの前掲した訳書である。

訳者広田教授が、ヨーロッパ共同体についての日本での紹介や個別研究の動向を促進するために、「統合史研究の現状に関して展望した研究のためのガイドブックを作ること」を発意して、2001年12月にフランク教授とソルボンヌの研究室で講演の主要なテーマを相談して招聘したと、「訳者あとがき」に書かれている。そして、講演された内容に就いて、「本書はフランス史の立場から、統合史研究の現状を概観した入門書である」が「本書の論点の多くは、統合史全体にかかわる重要なテーマを取り扱っていることは疑いない。」と書き結ばれている。4月20日に名城大学でフランク教授が講演された内容「仏独和解とヨーロッパ統合」（訳書第4章に収録）を、私も聴講させていただいて、ヨーロッパ統一通貨ユーロの流通でも知られるヨーロッパ共同体の統合過程を推進する主力となったフランスとドイツの「和解」がもった歴史的意義について、多くの示唆を学ばせていただいた。「そこには、今日の世界中の人文科学専門家たちが研究する価値があるような、二つの国民の『和解』のまさに範例がある。」と、訳書に書かれている。「世界の大きな地域が統一や統合を成功させるためには、その地域のかつての敵同士が深く和解し合う必要がある。」と書かれていて、「未来を建設するためには、確かに過去を鎮めなければならない」ことを、「戦争の記憶を巡る日中間の争い」についても明言された内容の講演であった。広田教授が、その訳書を公刊後ほどなく恵贈して下さったご高配に平素いただいているご芳情と併せて、この場を借りて厚くお礼を申しあげたいと思う。

著者フランク教授が発展的に継承されているフランスの国際関係史学の伝統は、広田教授が書かれているように、その創始者ピエール・ルヌーヴアンの学説いらい、国際関係に作用する「深層の力」（地理的条件、人口動態、経済的・金融的利害、集合心理、心情など）を重視する研究方法に基礎づけられて発達してきた。訳書の第1章「20世紀におけるヨーロッパ・アイデンティティーの形成」では、ヨーロッパ共同体歴史家連絡協議会が1989年秋から国際的な共同研究の課題としてきて、1999年秋にパリで総括集会を開いた統合史研究の動向の現状を論評されている。講演された内容は、古くからの文化的な「ヨーロッパ意識」と、新しい政治的な「ヨーロッパ・アイデンティティー」との関係および、統合過程が必要とするヨーロッパ意識の形成の歴史的条件と、それがさまざまなアイデンティティーに与える影響にわたっている。そして、国民国家の建設と統合を対立的に抱える「連邦主義」の学説を批判して、「ヨーロッパ意識はよく理解された国民的利益の意識である。」と書かれている。さらに、その現状を、「経済がグローバル化すればするほど、文化的な画一化に対する拒絶と人間社会にとっての『意味』の喪失が強まる。その結果、危険なアイデンティティーの歪みと強力な民族あるいは文化的な反動が生じる。」と批判されて、ヨーロッパ統合を進める国民的利益を重視されている。

第2章「フランスとヨーロッパ建設—連続と変化」では、過去半世紀にわたってフランスが統合過程の推進役となるとともに、それを阻害した委縮局面もあった不連続性の原因を、影響力の増大をめざす「国民的利益のロジック」と、統合がナショナル・アイデンティティーを低下させる不安に基づく「国民主権のロジック」が対立した状況に見いだされて、その過程を「最終的にはいつも前者が後者に勝利する」結果となったと書かれている。そして、1970年代からのフランスとヨーロッパ諸国の

関係に「一連の根本的な変化が生じて」、フランスの国民の多数派にとって、「ナショナル・アイデンティティーは進歩して、それはもはやヨーロッパ・アイデンティティー、さらには、地方ないし地域のアイデンティティーという第三のアイデンティティーを排除しなくなっている。」と書かれている。さらに、その阻害要因にもかかわらず、「アクセルとブレーキの間の揺れは、真のヨーロッパの力学を進める方向に向かっている。」と統合過程を展望されている。

第3章「フランス経済近代化とヨーロッパ統合（1945～2002年）」では、戦後のフランスの国民国家建設が経済近代化重点へと進められてきた政策がヨーロッパ統合過程に与えた影響を、その「意図」と「結果」について、経済発展の三つの時期に区分して追跡されている。第1期は、1957年にローマ条約が締結されてヨーロッパ経済協力機構EECの成立を基礎づけられるまでの時期、第2期は、ヨーロッパ共同市場が成立してフランス経済の産業構造が急速な重化学工業化と農業の大規模な合理化を進めた1958年から1974年までの高度成長期であり、第3期は、1973～4年の世界同時不況に衝撃されてフランス経済の動態が長期不況面を迎えた1974年から、世界経済の動態の長期停滞局面にグローバリゼーションの諸相が広がった現在までの時期である。経済問題において「社会的な現象と心性上の現象」がもつ意味を重視されていて、1980年のフランソワ・ミッテラン大統領の政策経験を、「1982年以来全面的に変化したのは、この国全体の通信文化である。」と書かれている。そして、「1990年代に入ると、ヨーロッパに与えられたプライオリティーの影響に、グローバリゼーションの影響が加わる」局面を迎えて、「今や『グローバリゼーション』が主要な関心事となっている。」と書かれている。その過程で、「自由主義的政策は、『二重社会』を作り出すという影響をもつ。それは、一方に、社会的に耐えられる人々が、他方には、ますます数多くの排除された人々や失業者がいる社会である。」と書かれている。さらに、それらの過程を統括して、「ヨーロッパ共同体（1992年からは欧州連合と呼ばれる）は、経済近代化を助けた。より健全なバランスの方向で社会的近代化の道を見つけることが、共同体の課題として残されている。」と、統合史研究にとって必要な課題を明示されている。

第4章の内容については、さきに書いたが、1871年にドイツ帝国の成立をパリのヴェルサイユ宮殿の鏡の間で宣言されていた、「父祖伝来の敵」とフランス人の眼に映っていた仏独関係が、やがてヨーロッパ共同体の建設を推進する主力となった「仏独の奇跡」による「和解」が実現した過程を、両国の国家レベルと社会的または国民的レベルで「他者イメージ」を克服する状況が逆行して現われた諸過程に注目して追跡されていて、それは、「時間の継続の中で定着することをめざす理性による結婚であった。」と書かれている。さらに、「ヨーロッパ建設を理解するためには、社会の最深部における仏独の国民間の和解が必要である。」と書かれていて、両国の「社会集団間の関係」など、「フランスとドイツの間の『社会間』の関係を考慮した包括的な研究」を進める必要を提唱されていることに、教授がいわれる「国民的利益」に基づく統合史研究の発展方向を見ることができる。

第5章「ヨーロッパ建設における英仏トリアーデ」では、国際関係史の研究者が関心をむけている「ヨーロッパの秩序」という概念と、ヨーロッパの人々が戦争を回避するために古くから追求してきた「ヨーロッパの均衡」という協調的概念がもつ意味について考察されて、19世紀末から過去半世紀にわたる歴史過程のなかで、英仏独三国関係がヨーロッパの「均衡」と「秩序」にむけて果してきた役割を検討されている。フランク教授は、両大戦期以後の英仏関係の歴史研究についても造詣が深く、

仏独の「カップル」が英仏関係および英独関係に比べて重要な役割を果たしてきた理由を、経済的、政治的、軍事的な史実に照らして実証的に論点整理されている。そうした視座から、イラク戦争でイギリスのブレア政権がアメリカ合衆国の政府と連繋して態度を変化した意味を批判的に重視されている。英仏独三国協調が今後復活する可能性については、比較的楽観されているように思われる。

「結論」では、以上の分析を総括されて、ヨーロッパの国際関係についての理想主義と現実主義、さらに、制度主義、新機能主義、建設主義の統合理論の諸学説を検討されていて、「ヨーロッパの『地域統合』が民主化の進展と同時に実現されるという『理想主義者』の学説を、「過去について非常に客観主義的な読み方をする歴史家」の立場から評価されて、「本当に民主主義は重要である。」と書かれている。「『市場の民主主義』が全面的な『規制緩和』によって試みられるとすれば、それは『市場の独裁』に転化する恐れがあり、一連の社会的危機や民主主義自体に対する脅威をもたらすことになろう。」と書かれている。「アメリカ合衆国は全能でありえず、崇高な国際関係の原則がアメリカ合衆国の行動に依拠するのは賢明ではない。」と書かれている評価と併せて、「世界の各地におけるこうした事態の結果」、「経済的進歩のために必要なグローバリゼーションは、人間の顔をしたグローバリゼーション、すなわち、構造され調整されたグローバリゼーションでなければならない。」と書かれている論旨に注目されよう。「日本とフランスは、一緒に、また、個別に、こうした願いの実現のなかで役割を演じなければならない。」と書かれていることが、「結論」に読む結語である。

21世紀の初頭の世界経済の動態と国際関係の激変状況を念頭において、訳書に読むフランク教授が講演内容から学びえた示唆を、広田教授が「訳者あとがき」に書かれている諸点に導かれて紹介してきた。フランク教授も書かれているように、「市場の独裁」を導くグローバリゼーションの諸相を克服して、「人間の顔をしたグローバリゼーション」を建設する必要がある、フランク教授がいわれる日本経済の動態の再生をめざす国民生活の進路にむけても「国民的利益」の課題である。

〔請求記号：319.3/Fra〕

（経済研究所 向井喜典）

編集後記

レファレンス・レビューが号を重ねるにつれ、図書館の蔵書も、相当充実してきた。今後は、従来の『紙』媒体のものだけでなく、『電子』媒体のものも充実させていくことが課題となろう。これからのレファレンス・レビューでは、後者のものも紹介していければ幸いである。最後に、本号の執筆者の皆様方に、この場をお借りしてお礼を申し上げて、編集後記を締めくくりたい（T.M.）。



レファランス・レビュー 第18号

発行日：2004年3月25日

編集・発行：大阪経済法科大学図書館

〒581-8521 八尾市楽音寺6丁目10番

TEL 0729(41)8211(代) FAX 0729(41)5280

<http://www.keiho-u.ac.jp/research/library/index.html>